

空家等対策に関する協定書

鎌倉市（以下「甲」という。）と神奈川県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）は、鎌倉市空家等対策計画における空家等に関する総合的な対策を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市民が安全にかつ、安心して暮らすことのできる生活環境を確保するため、甲及び乙が相互に連携・協力し、空家等の発生の未然防止、適正管理、流通・利活用等の総合的な対策を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- （1） 空家等 建築物又はこれに付属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。
- （2） 所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。

（取組事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、主に次に掲げる事項に取り組むものとする。

- （1） 空家等の管理不全防止に向けた所有者への意識啓発に関すること。
- （2） 空家等の権利関係の整理に関すること。
- （3） 空家等の適正管理に関すること。
- （4） 空家等の不動産取引や利活用促進に関すること。
- （5） 空家等の管理不全がもたらす紛争の調整に関すること。
- （6） 筆界の特定、表題登記、滅失登記等のほか土地家屋調査士が業として行う業務のうち、空家等対策の推進に関すること。
- （7） 前各号に掲げるもののほか、空家等対策に必要な事項

2 甲及び乙は、情報の共有等に努めるものとする。

（甲が行う業務）

第4条 甲は、この協定の目的を達成するため、次の業務を行う。

- （1） 市内の空家等の所有者等から空家等に関する相談を受けた場合は、空家等の所有者等の同意を得て、乙に空家等に関する情報を提供するものとする。
- （2） 甲が発行する広報紙、ホームページその他適切な方法により、甲が行う空家等の相談業務等の周知に努めるものとする。

(乙が行う業務)

第5条 乙は、この協定の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 甲から情報提供を受けた空家等について、権利関係の整理・解消、有効活用の促進に関し、協力するものとする。
- (2) 乙が主催する相談業務において、空家等の所有者等に対する相談を実施するように努めるものとする。
- (3) 甲が作成する啓発用チラシの配布、ポスターの掲出等について、協力するものとする。

(協定の有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結日から平成32年(2020)年7月31日までとする。

ただし、この協定の有効期間満了の1月前までに、甲及び乙のいずれからも改廃の申し入れがない場合は、更に2年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成31(2019)年3月29日

甲 神奈川県鎌倉市御成町18番10号

鎌倉市

市長 松尾 崇



乙 神奈川県横浜市西区楠町18番地

神奈川県土地家屋調査士会

会長 鈴木 貴志

